

JIS

軽量シャッター構成部材

JIS A 4704 : 2020

(JSDA/JSA)

令和 2 年 8 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 建築技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	伊 藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
(委員)	石 川 裕	一般社団法人日本建設業連合会
	鹿 毛 忠 継	国立研究開発法人建築研究所
	加 藤 信 介	東京大学名誉教授
	佐 藤 彰 芳	国土交通省大臣官房官庁営繕部
	清 野 明	一般社団法人住宅生産団体連合会 (三井ホーム株式会社)
	永 井 香 織	日本大学
	原 智 彦	断熱・保温規格協議会
	藤 野 珠 枝	主婦連合会 (藤野アトリエ一級建築士事務所)
	真 野 孝 次	一般財団法人建材試験センター
	村 川 まり子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 (鎌倉市消費生活センター)
	山 崎 徳 仁	独立行政法人住宅金融支援機構

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 36.11.1 改正：令和 2.8.20

官 報 掲 載 日：令和 2.8.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本シャッター・ドア協会

(〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-5 九段北 325 ビル TEL 03-3288-1281)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：建築技術専門委員会 (委員長 伊藤 弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 種類	7
5 性能	8
5.1 構成部材の曲げ強さ	8
5.2 開閉性能	8
5.3 開閉繰返し性能	9
6 構造	10
6.1 外壁用防火シャッターの構造	10
6.2 構成部材の構造	10
7 寸法	11
7.1 シャッターの内り幅及び内り高さ	11
7.2 スラット 1 枚当たりの幅	13
7.3 構成部材の寸法及び寸法許容差	13
8 材料	13
9 加工及び組立	14
10 塗装	14
10.1 一般	14
10.2 下地のさび止め処理及びさび止め塗装	15
10.3 塗装仕上げ	15
11 試験方法	15
11.1 構成部材の曲げ試験	15
11.2 開閉性試験	18
11.3 開閉繰返し試験	20
12 検査	21
13 製品の呼び方	21
14 表示	21
15 取扱い上及び維持管理上の注意事項	21
附属書 A (参考) 技術上重要な改正に関する新旧対照表	22
解 説	24

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本シャッター・ドア協会（JSDA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS A 4704:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

軽量シャッター構成部材

Components of light-weight rolling door for buildings

1 適用範囲

この規格は、建築物及び工作物に使用するスラットの板厚が 1.0 mm 以下で、手動スプリング式、電動式及び電動スプリング併用式の鋼製の軽量シャッター構成部材¹⁾ (以下、構成部材という。) について規定する。ただし、横引き又は水平引きの構成部材には適用しない。

注記 技術上重要な改正に関する新旧対照表を、附属書 A に示す。

注¹⁾ 組み立てる前の状態のものをいう。

なお、組み立てた軽量シャッターを、以下、シャッターという。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS A 9511 発泡プラスチック保温材
- JIS B 1801 伝動用ローラチェーン及びブシュチェーン
- JIS G 3101 一般構造用圧延鋼材
- JIS G 3131 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯
- JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帯
- JIS G 3302 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3312 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3313 電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯
- JIS G 3350 一般構造用軽量形鋼
- JIS G 3444 一般構造用炭素鋼鋼管
- JIS G 3445 機械構造用炭素鋼鋼管
- JIS G 3466 一般構造用角形鋼管
- JIS G 3521 硬鋼線
- JIS G 3522 ピアノ線
- JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
- JIS G 5501 ねずみ鋳鉄品
- JIS H 4100 アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材
- JIS H 8602 アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜
- JIS H 8610 電気亜鉛めっき